

# 告 示

## 埼玉県告示第八百三三号

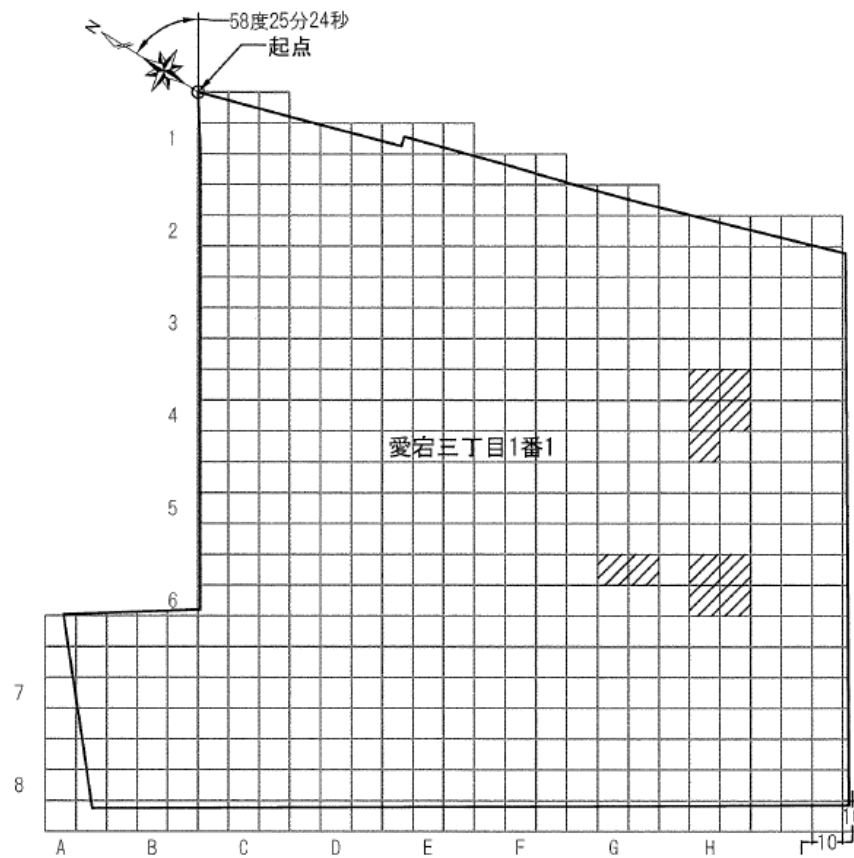
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、令和四年埼玉県告示第四十四号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和四年八月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県上尾市愛宕三丁目一番一の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
ほう素及びその化合物
- 三 講じられた指示措置等  
基準不適合土壤の掘削による除去

別図



【凡 例】

— 敷地境界

▨ 要措置区域を解除する区画

【起 点】

起点は、上尾市愛宕三丁目1番1の最北端とする。

【格子の回転角度】

58度25分24秒